

両側に居室がある場合は、内法による測定で、1.6メートル以上とすること。

(イ) ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少數の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所ごとに入院患者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。）1.2メートル以上とすること。ただし、中廊下にあっては、1.6メートル以上とすること。

(2) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設 患者が使用する廊下が老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する場合は、内法による測定で、1.2メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある場合は、内法による測定で、1.6メートル以上とすること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

介護支援課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第20号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第22条の2」に改める。

第19条第2項第2号中「第171条第10項」を「第171条第14項」に改める。

第5章中第23条の前に次の1条を加える。

（従業者）

第22条の2 条例第68条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第26条第2号中「、看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第4号を削る。

第42条中「である」を「又は介護医療院である」に改める。

第45条第6項中「及び」を「、介護医療院及び」に改める。

第61条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所における条例第160条第1項第5号に定める従業者 利用者を当該介護

医療院の入所者とみなした場合における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条に定める介護医療院の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上

第62条第4号のイ中「食堂及び」を削り、同条に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第6条、介護医療院の施設の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）第4条及び介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号）第2条に定める介護医療院の設備の基準を満たす設備

第65条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において当該介護医療院の入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第67条に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 第45条第4項及び第5項、介護医療院の施設の基準に関する条例第6条並びに介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則第3条に定めるユニット型介護医療院（同条例第2条第1項に規定するユニット型介護医療院をいう。次条において同じ。）の設備の基準を満たす設備

第68条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

第70条第5項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第83条第2項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（平成36年3月31日までに転換する療養病床等を有する病院等に関する経過措置）

13 第70条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言

語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは置かないことがあります。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

14 第76条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第22条の2」に改める。

第5章中第23条の前に次の1条を加える。

（従業者）

第22条の2 条例第66条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第26条第2号中「、看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第4号を削る。

第38条中「である」を「又は介護医療院である」に改める。

第41条第6項中「及び」を「、介護医療院及び」に改める。

第58条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所における条例第141条第1項第5号に定める従業者 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条に定める介護医療院の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上

第59条第4号のイ中「食堂及び」を削り、同条に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第6条、介護医療院の施設の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）第4条及び介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号）第2条に定める介護医療院の設備の基準を満たす設備

第60条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において当該介護医療院の入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第64条に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第45条第4項及び第5項、介護医療院の施設の基準に関する条例（平成30年長野県規則第18号）第6条並びに介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則第3条に定めるユニット型介護医療院（同条例第2条第1項に規定するユニット型介護医療院に関するものに限る。次条において同じ。）の設備の基準を満たす設備

第65条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第67条第5項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第79条第2項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（平成36年3月31日までに転換する療養病床等を有する病院等に関する経過措置）

12 第67条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かなければ置かぬことができる。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

13 第72条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

（介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び

運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

附則第5項から第7項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「又は病院」を「若しくは介護医療院又は病院」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

第2条第7項、第3条第3項及び第13条第5項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

附則第8項各号列記以外の部分中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、同項第1号中「かかわらず」の次に「、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間」を加え、同号後段を削る。

附則第9項及び第10項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「及び第9項」を「、第9項及び第11項」に改め、同条第11項中「ただし」の次に「、第3項第5号の看護職員は」を加え、「又は」を「、介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。第13項において同じ。)又は」に、「この限りでない」を「常勤換算方法で1以上とする」に改め、同条第13項第2号中「ウまで」を「エまで」に改め、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第7項中「又は病院」を「若しくは介護医療院(同法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。第11条において同じ。)又は病院」に改める。

第11条第6項第2号中「エまで」を「オまで」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者附則第7項から第9項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の

一部改正)

第7条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第12項中「をいう。」の次に「若しくは介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)」を加え、同項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第8条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(平成27年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から第4項まで並びに附則第5項の前の見出し及び同項から第9項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年長野県条例第15号。以下この項及び次項において「改正条例」という。)第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)第76条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(改正条例附則第2項に規定する看護職員をいう。次項において同じ。)が行うものについては、第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第26条の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる改正条例第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長野県条例第52号)第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則第26条の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

介護支援課